

熊本労働局発表
(局長 金谷 雅也)
令和7年9月24日

【照会先】

熊本労働局労働基準部健康安全課
課長補佐 橋爪 眞二
健康安全主任 山本 新大
(電話) 096-355-3186

報道関係者 各位



「治療と仕事の両立支援セミナー」を開催します

～ 治療を受けながら安心して働ける職場づくりのために ～



定年の延長等により高年齢労働者の割合が増加していることなどから、がん、脳・心臓疾患、糖尿病等の長期に治療を要する疾病を抱えながら働いている労働者が増加しており、令和6年の厚生労働白書では何らかの病気で通院している労働者は労働力人口の約3分の1を占めるとされ、「治療と仕事の両立支援」（別添1参照）は、各企業において重要な課題の一つとなっているところです。

また、法改正により、令和8年4月1日から「両立支援」に必要な措置を講じることが事業主の努力義務となります（別添2の4ページ参照）。

このため、各企業が、治療と仕事の両立支援をどのように進めればよいのか等について知っていただくため、「治療と仕事の両立支援セミナー」を、全国労働衛生週間【10月1日～7日】（別添3参照）の初日である令和7年10月1日（水）に、下記のとおり開催します。

記

1. 日 時 令和7年10月1日（水） 午後2時00分開始（午後1時30分受付）
2. 開催場所 くまもと森都心プラザ A・B会議室
(熊本市西区春日1丁目14番1号)
3. 参加者 申し込み企業（約60社）、熊本県地域両立支援推進チーム
4. 内容等 別添4の開催案内のとおり

熊本労働局では、平成29年に「熊本県地域両立支援推進チーム」を立ち上げ、企業と医療機関の連携強化や、労働者の病気の治療と仕事の両立をサポートする仕組み等の普及のため、半期に一度、会議等を開催しているところであり、今回のセミナーは同推進チームにおける取組の一環として開催するものです。

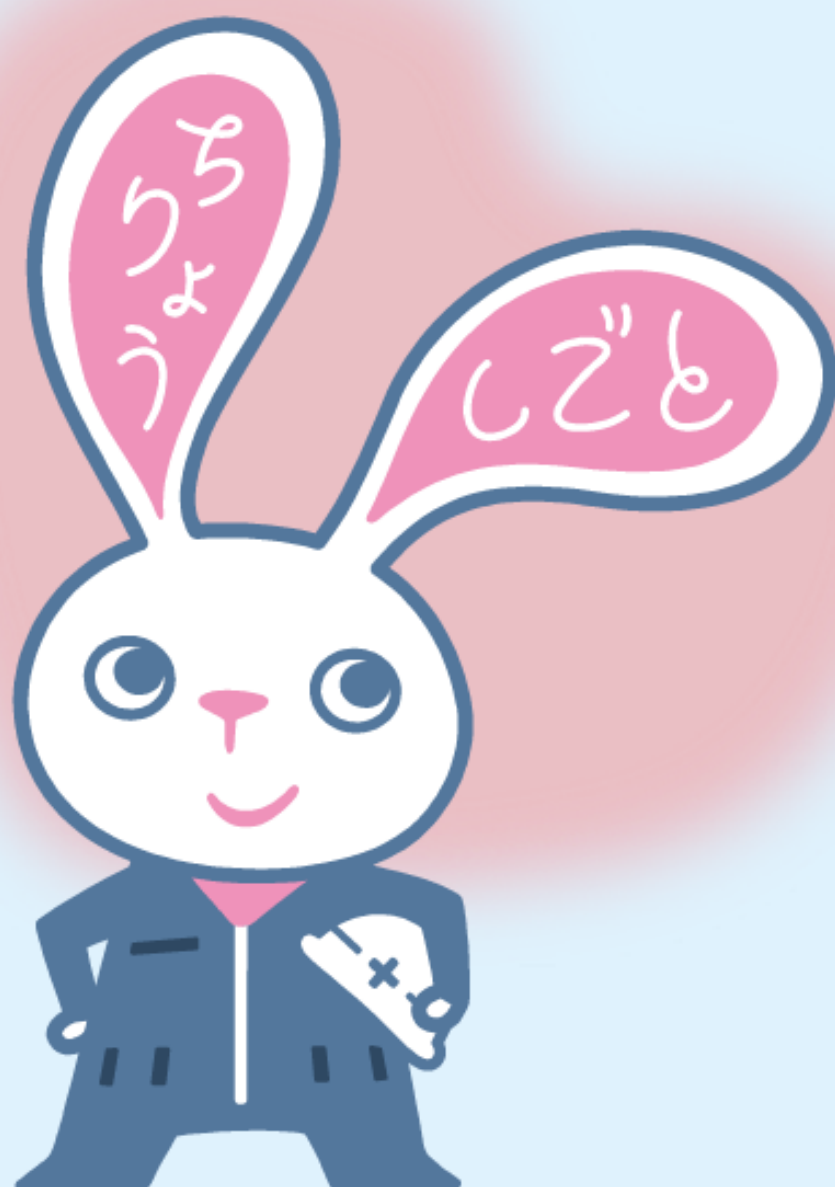
※ この推進チームは、別添5のとおり当局を始め熊本県など19の機関、団体等で構成しています。

つきましては、是非取材にお越しいただきますと幸いです。

(取材のお申込みにつきましては別添6をご覧ください。)



／両立支援チームがサポートします／



治療を受けながら

安心して働ける職場づくりのために

がんや脳卒中、糖尿病、心臓疾患、肝疾患、難病などの治療を対象としています

熊本県地域両立支援推進チーム

事務局：熊本労働局 健康安全課 Tel 096-355-3186

■ 治療と仕事の両立支援*とは？

病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会をいっすることなく、病気治療を理由として仕事の継続を妨げられることなく、適切な治療を続けながら**いきいきと働き続けられる社会を目指す取り組み**です。（*がんや脳卒中、糖尿病、心臓疾患、肝疾患、その他難病など、反復して継続的な治療を対象としています）

POINT 1 「両立支援のガイドライン」のご紹介



厚生労働省は、労働者の方が、治療を受けながら安心して働き続けることができるように、事業場が取り組むべき対応として、**「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」**を公表しています。

POINT 2 病気になっても安心して働き続けられるような職場環境の整備が大切です。

- ☒ ① 事業者による基本方針の表明と労働者への周知
- ☒ ② 病気や両立支援に関する知識の普及・啓発のための研修
- ☒ ③ 治療への配慮が進むような職場風土の醸成
- ☒ ④ 安心して相談・申出を行える相談窓口の明確化
- ☒ ⑤ 柔軟な勤務を可能とする休暇・勤務制度の検討、導入 など

両立支援は「本人」が申出することから始まります。申出しない限り始まりません。
事業者は、労働者が申出しやすい風土をつくるのが大切です。

労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1) 注文者等の配慮

R7.5.14 施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1 施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

(3) 業務上災害報告制度の創設

R9.1.1 施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

(4) 個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1 施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

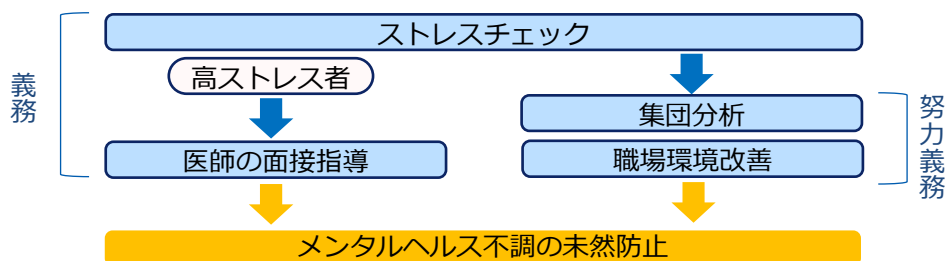
2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぽ)の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】

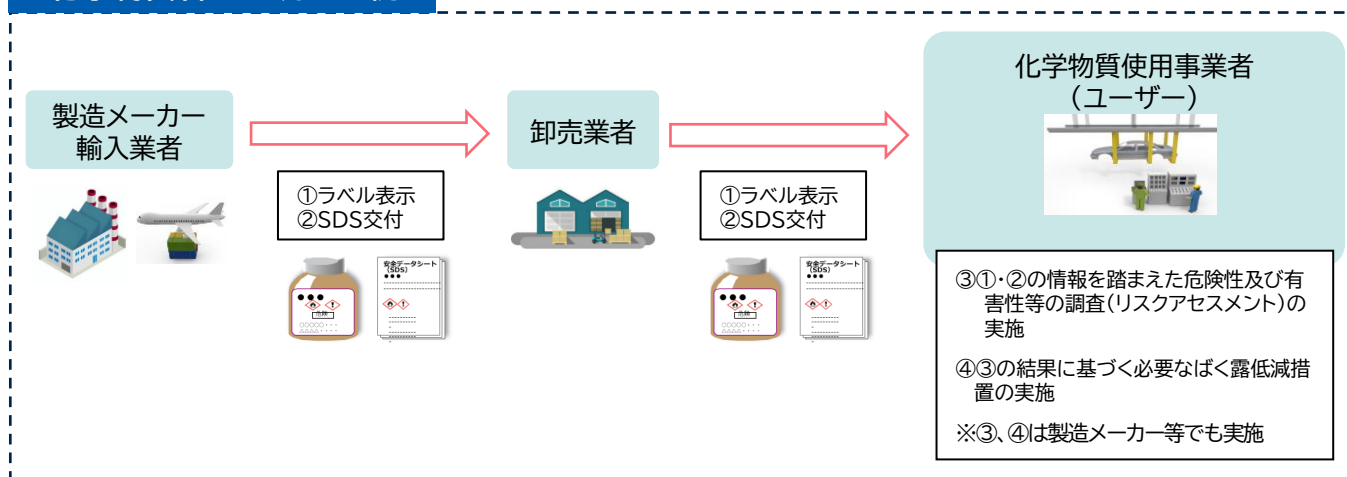


3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

(1) 危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保 公布後5年以内に政令で定める日から施行

化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知(SDS:安全データシートの交付)の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

化学物質管理の流れの例



R8.4.1 施行

なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき措置等については非開示は認められません。

R8.10.1施行

4 機械等による労働災害防止の促進等

R8.4.1施行

- ① 製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となりました。
- ② 製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないこととされました。



フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。

また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

5 高年齢労働者の労働災害防止の推進

R8.4.1 施行

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

加えて

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正されました

6 治療と仕事の両立支援の推進

R8.4.1 施行

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

改正安衛法等に係る特設ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html



安全衛生政策全般の紹介

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html



第76回 全国労働衛生週間

2025（令和7）年10月1日～7日【準備期間：9月1日～30日】

全国労働衛生週間スローガン

ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて
ストレスチェックで健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組
- 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

地域産業保健センター（地産保）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

また、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援も実施しています。

■産業保健総合支援センター（さんぽセンター）

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

■働く人のメンタルヘルスポータルサイト
「こころの耳」

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取組事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

■治療と仕事の両立支援ナビ

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



化学物質管理

職場の化学物質管理の総合サイト「ケミサポ」や化学物質管理に関する無料相談窓口のご案内などを掲載しています。

■職場の化学物質管理の道しるべ
「ケミガイド」

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>



転倒・腰痛予防対策

転倒・腰痛予防対策の参考資料を紹介しています。

■「いきいき健康体操」（監修：松平浩）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000895038.mp4>



■腰痛を防ぐ職場の好事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001465336.pdf>



SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」
※に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！



※増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体でコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

■SAFEコンソーシアムポータルサイトはこちら
（サイト内から加盟申請もできます）

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



高齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

■働き方の現状が把握できる「自己診断」等
（働き方・休み方改善ポータルサイト）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



■各種助成金や無料相談窓口の紹介等
（働き方改革特設サイト）

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top>



労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレスなど心身の健康状態についての調査結果を公表しています。

安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html



その他

■職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



■職場における受動喫煙防止対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html



■労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html



令和7年度 治療と仕事の両立支援セミナー

参加費
無料



令和8年4月1日から、職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業主の努力義務となります。

それまで健康だった人が、難病や精神疾患等を発症して治療が必要になると、発症前の勤務形態では働けなくなることがあります。治療を継続しながら働きたい労働者と、人材を確保したい事業主にとっては、これらをいかに両立させるかは重要な課題です。

本セミナーは、両立支援の専門家が、参加者様の両立支援の取り組みをサポートすることを目的としています。

開催日時

令和7年10月1日(水)

14:00～16:40(13:30開場)

会場：くまもと森都心プラザ
A・B会議室

定員に
なり次第
締切



～令和6年度治療と仕事の両立支援セミナー～

内容

1. 講演「社員の“治療と仕事”、どう両立させますか」

— 脳卒中に学ぶ、“支え合い、あきらめない職場づくり” —

◆平田 好文氏 熊本託麻台リハビリテーション病院理事長

2. 医師相談コーナー

◆講演終了後、両立支援に詳しい医師に無料で相談することができます

申し込み方法

専用申込フォームよりお申し込み

URL

<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/NDYzNA==/82029dec196b43649afd7fa1eae462rd>

参加者専用フォームです
取材機関は別添6のとおり
お申込みください



ウェブサイトからの申し込みが困難な方は下記お問い合わせ先にご連絡ください。

熊本労働局 健康安全課

熊本市西区春日2-10-1熊本地方合同庁舎A棟9階

096-355-3186

平日 8:30-17:15
担当:山本

厚生労働省

熊本労働局

令和 7 年度 熊本県地域両立支援推進チーム

(順不同、敬称略)

番号	機関・団体名
1	熊本県 健康福祉部 健康局 健康づくり推進課
2	公益社団法人熊本県医師会
3	熊本県経営者協会
4	一般社団法人熊本県労働基準協会
5	日本労働組合総連合会熊本県連合会
6	独立行政法人国立病院機構 熊本医療センター
7	一般社団法人熊本県医療ソーシャルワーカー協会
8	独立行政法人労働者健康安全機構 熊本産業保健総合支援センター
9	独立行政法人労働者健康安全機構 熊本労災病院
10	熊本県社会保険労務士会
11	一般社団法人日本産業カウンセラー協会 九州支部
12	熊本県難病相談・支援センター
13	特定非営利活動法人 日本キャリア開発協会
14	特定非営利活動法人 キャリアコンサルティング協議会
15	全国健康保険協会 熊本支部
16	熊本労働局 職業安定部職業安定課
17	熊本労働局 職業安定部職業対策課
18	熊本労働局 雇用環境・均等室
19	熊本労働局 労働基準部健康安全課

熊本労働局 健康安全課あて

(mail : kenkouanzenka-kumamotokyoku@mhlw.go.jp)

治療と仕事の両立支援セミナー取材連絡票

(ご記入をお願いします。)

・ 報道機関名

・ 入場予定人数

_____人

・ 連絡先担当者氏名 ・ 電話番号

(やむ得ない状況、天候等での予定変更の場合等の連絡のため)

氏名 _____

電話番号 (携帯番号) _____